

令和6年第9回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年9月6日（金）午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （19人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （ 1人）

2番 中村 貴子

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第23号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第24号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 5 議案 第25号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

日 程 第 6 報告 第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

日 程 第 8 報告 第22号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 阪本 幸華
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番中村委員から欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第9回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、11番太田委員、12番中川委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
事務局	<p>日程第3、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号15番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号15番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市中 ●● ●●、●● ●●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>
会長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>

担当委員	報告いたします。申請農地は山林に接している梅、柿が植樹されており譲受人が今後 も管理されていかれるとのことを聞いており、問題ないと考えますので審議のほどよろ しくをお願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、 第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 続きまして、受付番号16番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号16番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は宇治市五ヶ庄 ●● ●●●、名古屋市名東区 ●● ●●●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は父とともに梅、イチジクおよび水稻を耕作され、農地は適 正に管理されており、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号16番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、 第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第4、議案第24号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号42番について事務局から説明をお願い

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号43番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号44番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号44番について説明します。

本案件は令和3年11月1日から令和6年10月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農業経営をされており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号44番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号45番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号45番について説明します。

本案件は令和5年11月1日から令和6年10月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●●●●●●●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 以前から申請地にて梅を栽培されており、適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号45番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号46番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 受付番号46番について説明します。
本案件は令和5年11月1日から令和6年10月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 ●● ●●さんは、以前から水主地域において野菜等を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号46番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

ものです。資料1のとおり就農理由書、営農計画書に加えて、●●●●●●●●●●から農機具を貸与する旨の承諾書が提出されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 新規就農者として農地を貸借されネギ栽培されるのですが、この面積での採算性や生活費は充足出来るのか心配します。生活費として新規就農者に対しての年間150万円の補助を受けられるのですか。

岡 課 長 新規就農にあたり●●●●●●●●●●は退職されましたが、ネギ栽培の作業受委託を●●●●●●●●●●とされており生活費については大丈夫だと思います。
なお、新規就農者としての補助申請はされておりませんが、別途の補助事業を受ける予定となっております。

会 長 他にご意見・ご質問はございませんか。
質疑がないので、採決に入ります。
受付番号14番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第6、報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号36番から39番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 受付番号36番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号37番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市上津屋 ●● ●●です。

受付番号38番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号39番について説明します。

会 長	<p>内容は議案書のとおりです。 相続人は、宇治市五ヶ庄 ●● ●●●、名古屋市名東区 ●● ●●●です。</p> <p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。</p> <p>日程第7、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決しました。受付番号5番と6番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号5番について説明します。 土地の所在は城陽市市辺です。 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。</p> <p>受付番号6番について説明します。 土地の所在は城陽市観音堂です。 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します</p> <p>日程第8、報告第22号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申出人は、京都市南区 ●● ●●●です。 主たる従事者は、京都市南区 ●● ●●●です。 資料2に位置図を添付しております。</p>
会 長	<p>受付番号1番について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>近隣耕作者に聞き取り調査を行い、故障事由により買取りが生じた者の農業従事が確</p>

認できたため、主たる従事者として、問題ないと思います。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第9回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員